南相馬市条例第１８号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例

第１条　南相馬市みらい育成修学資金条例（平成３０年南相馬市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

⑴　次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

⑵　次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

⑶　次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
目次 第１章　総則（第１条及び第２条） 第２章　修学資金の貸付け等（第３条―第１５条） 第３章　修学資金の給付等（第１６条―第２４条） 第４章　雑則（第２５条―第２７条） 附則 （定義） 第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)　【略】 (13)　介護福祉士等　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条に規定する社会福祉士及び介護福祉士をいう。 (14)　介護福祉士等養成施設　介護福祉士等を養成する学校又は養成所であって、次のいずれかに該当する施設をいう。 ア　社会福祉士及び介護福祉士法第７条第１号から第３号まで又は同法第４０条第２項第１号から第３号まで若しく	目次 第１章　総則（第１条及び第２条） 第２章　修学資金の貸付け等（第３条―第１４条） 第３章　修学資金の給付等（第１５条―第２３条） 第４章　雑則（第２４条―第２６条） 附則 （定義） 第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)　【略】

は第５号に規定する学校 イ　社会福祉士及び介護福祉士法第７条第１号から第３号まで又は同法第４０条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号に規定する養成施設	
(15)　福祉事業所　次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。 ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設 イ　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設 ウ　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院 エ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法２６条の規定による改正前の介護保険法第８条第２６項に規定する介護療養型医療施設 オ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第３項に規定する訪問入浴介護又は同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所 カ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第４項に規定する訪問看護又は同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所 キ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第７項に規定する通所介護又は同法第１１５条の４５第１項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所 ク　介護保険法第８条第９項に規定する	(13)　福祉事業所　次のいずれかに該当する施設又は事業所をいう。 ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設 イ　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設 ウ　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院 エ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法２６条の規定による改正前の介護保険法第８条第２６項に規定する介護療養型医療施設 オ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第３項に規定する訪問入浴介護又は同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護を行う事業所 カ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第４項に規定する訪問看護又は同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所 キ　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第７項に規定する通所介護又は同法第１１５条の４５第１項ロに規定する第一号通所事業を行う事業所 ク　介護保険法第８条第９項に規定する

短期入所生活介護又は同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所

ケ　介護保険法第８条第１０項に規定する短期入所療養介護又は同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所

コ　介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所

サ　介護保険法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所

シ　介護保険法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第８条の２第１４項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所

ス　介護保険法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護又は同法第８条の２第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス若しくは特定地域密着型介護予防サービスを行う事業所

セ　介護保険法第８条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第８条の２第１５項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所

ソ　介護保険法第８条第２１項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所

タ　介護保険法第８条第２２項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

チ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２８条に規定す

短期入所生活介護又は同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所

ケ　介護保険法第８条第１０項に規定する短期入所療養介護又は同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所

コ　介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所

サ　介護保険法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所

シ　介護保険法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第８条の２第１４項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所

ス　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２８条に規定す

る障害福祉サービス事業を実施する施設	る障害福祉サービス事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）
ツ　児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設	セ　児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。）
（修学資金の貸付けの種類及び貸付額） 第３条　修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第１に定める額とする。 (1)～(3)　【略】 (4)　介護福祉士等修学資金 ２　【略】	（修学資金の貸付けの種類及び貸付額） 第３条　修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第１に定める額とする。 (1)～(3)　【略】 ２　【略】
（育英資金の対象者） 第４条　前条第１項第１号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1)～(3)　【略】 (4)　この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者 ２　前項第１号の規定にかかわらず、育英資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の４月に第１学年に入学する予定の者を対象とすることができる。	（育英資金の対象者） 第４条　前条第１項第１号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1)～(3)　【略】 (4)　国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付け又は給付を受けていない者 (5)　この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者
（看護師等修学資金の対象者） 第５条　第３条第１項第２号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診	（看護師等修学資金の対象者） 第５条　第３条第１項第２号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診

療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあっては歯科医業、第２条第１５号スからタまで並びに同条同号チ及びツ中看護師等の配置を要しない施設を除く場所をいう。）（以下「指定医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとするものとする。	療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師及び准看護師にあっては歯科医業を除く場所）（以下「指定医療機関等」という。）において看護師等の業務に従事しようとするものとする。
２　【略】	２　【略】
３　第１項の規定にかかわらず、看護師等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の４月に第１学年に入学する予定の者を対象とすることができる。	
（保育士等修学資金の対象者） 第６条　【略】	（保育士等修学資金の対象者） 第６条　【略】
２　【略】	２　【略】
３　第１項の規定にかかわらず、保育士等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の４月に第１学年に入学する予定の者を対象とすることができる。	
（介護福祉士等修学資金対象者） 第７条　第３条第１項第４号に規定する介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しようとするものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、福島県介護福祉士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による介護福祉士等修学資金の貸付けを受けることができない。 ３　第１項の規定にかかわらず、介護福祉士等修学資金の入学資金の貸付けは、入学資金の貸付決定後の最初の４月に第１学年に入学する予定の者を対象とすることができる。	

（修学資金の貸付期間） 第８条　修学資金の貸付期間は、第１０条に規定する契約に定める期間とする。	（修学資金の貸付期間） 第７条　修学資金の貸付期間は、第９条に規定する契約に定める期間とする。
（修学資金の貸付けの申請及び決定） 第９条　【略】	（修学資金の貸付けの申請及び決定） 第８条　【略】
（契約の締結） 第１０条　【略】	（契約の締結） 第９条　【略】
（修学資金の貸付けの解除及び休止） 第１１条　市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。 (1)・(2)　【略】 (3)　大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等、介護福祉士等養成施設又は高等学校に入学しなかったとき又は退学したとき。 (4)～(9)　【略】 ２　【略】	（修学資金の貸付けの解除及び休止） 第１０条　市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けに係る契約を解除するものとする。 (1)・(2)　【略】 (3)　大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等又は高等学校を退学したとき。 (4)～(9)　【略】 ２　【略】
（返還） 第１２条　育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により、市長が認める場合は返還期間を短縮し、月賦額を増額又は返還期間を延長し、月賦額を減額して返還することができる。この場	（返還） 第１１条　育英資金の貸付けを受けている者（以下「育英資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

合において、延長期間の上限は18年間とする。 (1)～(2)　【略】 2　看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。 (1)～(4)　【略】 (5)　第１４条第２項の規定による返還債務の当然免除又は第１５条第２項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。 3　保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。 (1)～(3)　【略】 (4)　第１４条第３項の規定による返還債務の当然免除又は第１５条第３項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。 4　介護福祉士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「介護福祉士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「介護福祉士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた介護福祉士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。 (1)　介護福祉士等修学資金の貸付期間が	(1)～(2)　【略】 2　看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。 (1)～(4)　【略】 (5)　第１３条第２項の規定による返還債務の当然免除又は第１４条第２項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないとき。 3　保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）又は貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸付者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。 (1)～(3)　【略】 (4)　第１３条第３項の規定による返還債務の当然免除又は第１４条第３項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

終了したとき。 (2)　前条第１項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。 (3)　介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得しなかったとき。 (4)　介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。 (5)　第１４条第４項の規定による返還債務の当然免除又は第１５条第４項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。	
５　前３項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。	４　前２項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。
６　第２項第３号及び第４項第３号の規定にかかわらず、市長は、卒業した後直ちに免許又は資格を取得しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、免許又は資格の取得について別に期間を定めることができる。	
（返還債務の履行猶予） 第１３条　【略】	（返還債務の履行猶予） 第１２条　【略】
２　市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。	２　市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。
(1)～(3)　【略】	(1)～(3)　【略】
(4)　第１１条第１項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき　当該看護師等養成施設	(4)　第１０条第１項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき　当該看護師等養成施設

に在学し、又は在所している期間 ３　市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。 (1)・(2)　【略】 (3)　第１１条第１項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき　当該保育士等養成施設等に在学している期間 ４　市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は前条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。 (1)　資格取得後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該業務に従事しているとき　当該業務に従事している期間 (2)　社会福祉士等養成施設を卒業した後引き続き他の社会福祉士等養成施設に入学し、又は入所したとき　当該他の介護福祉士等養成施設に在学し、又は在所している期間 (3)　災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき　当該理由が継続する期間 (4)　第１１条第１項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該介護福祉士等養成施設に在学しているとき　当該介護福祉士等養成施設に在	に在学し、又は在所している期間 ３　市長は、保育士等修学資金被貸付者が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。 (1)・(2)　【略】 (3)　第１０条第１項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき　当該保育士等養成施設等に在学している期間

学している期間	
（返還債務の当然免除） 第１４条　【略】 ２　市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。 (1)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。 (2)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 ３　【略】 ４　市長は、介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、介護福祉士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。 (1)　介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において貸付けを受けた期間に相当する期間、介護福祉士等の業務に従事したとき。 (2)　介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づ	（返還債務の当然免除） 第１３条　【略】 ２　市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。 (1)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。 (2)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 ３　【略】

き市長が定めた期間内に介護福祉士等の資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において介護福祉士等の業務に従事し、その後引き続き福祉事業所において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。	
（返還債務の裁量免除） 第１５条　【略】 ２　市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。 (1)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。 (2)　死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第１１条第１項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第２項第１号の要件を満たすことができなくなったとき。 ３　市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。 (1)　【略】 (2)　死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第１１条第１項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第３項第１号の要件を満たすことができなくなったとき。 ４　市長は、介護福祉士等修学資金修学生又は介護福祉士等修学資金被貸付者が次の各	（返還債務の裁量免除） 第１４条　【略】 ２　市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。 (1)　看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。 (2)　死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第１０条第１項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第２項第１号の要件を満たすことができなくなったとき。 ３　市長は、保育士等修学資金修学生又は保育士等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。 (1)　【略】 (2)　死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第１０条第１項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第３項第１号の要件を満たすことができなくなったとき。

号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。 (1)　介護福祉士等養成施設を卒業した後直ちに又は第１２条第６項の規定に基づき市長が定めた期間内に資格を取得し、その後直ちに市内の福祉事業所において、相当期間介護福祉士等の業務に従事したとき。 (2)　死亡、災害、疾病その他やむを得ない理由により、第１１条第１項に規定する貸付けに係る契約の解除となったとき、又は前条第４項第１号の要件を満たすことができなくなったとき。	
（修学資金の給付の対象者） 第１６条　修学資金の給付を受けることができる者は、大学（学校教育法第９７条に規定する大学院を除く。以下同じ。）に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1)～(5)　【略】 (6)　この条例による看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない者	（修学資金の給付の対象者） 第１５条　修学資金の給付を受けることができる者は、大学に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1)～(5)　【略】 (6)　この条例による看護師等修学資金又は保育士等修学資金の貸付けを受けていない者
（修学資金の給付額） 第１７条　【略】	（修学資金の給付額） 第１６条　【略】
（修学資金の給付期間） 第１８条　【略】	（修学資金の給付期間） 第１７条　【略】
（給付の申請及び決定） 第１９条　【略】	（給付の申請及び決定） 第１８条　【略】
（給付の継続）	（給付の継続）

第２０条　【略】	第１９条　【略】
（給付の休止） 第２１条　第１１条第２項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。	（給付の休止） 第２０条　第１０条第２項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において、「修学生」とあるのは「修学資金の給付を受けている者」と、「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。
（給付の打切り） 第２２条　【略】	（給付の打切り） 第２１条　【略】
（修学資金給付の返還免除） 第２３条　【略】	（修学資金給付の返還免除） 第２２条　【略】
（異動の届出） 第２４条　【略】	（異動の届出） 第２３条　【略】
（書類の提出） 第２５条　市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生、保育士等修学資金被貸付者、介護福祉士等修学資金修学生及び介護士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。	（書類の提出） 第２４条　市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金被貸付者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
（延滞利息） 第２６条　育英資金、看護師等修学資金、保育士等修学資金、並びに修学資金の給付の返還については、南相馬市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成１８年南相馬市条	（延滞利息） 第２５条　市長は、育英資金修学生、育英資金被貸付者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸付者、並びに修学資金給付受給者が正当な理由がなくて修学資金

例第９１号）第３条第１項から第４項に規定する延滞金を徴収しない。	を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年１４．６パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。 ２　前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 ３　前項の規定により計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（委任） 第２７条　【略】	（委任） 第２６条　【略】
附　則	附　則
（検討） ４　市長は、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	（検討） ４　市長は、令和４年度までに、社会の情勢等を勘案し、本条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（経過措置） ８　廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第１４条第１項の規定の適用を受けることができる。	（経過措置） ８　廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、育英資金被貸付者のうち、この条例の施行日以後に育英資金の返還を開始する者（施行日前に育成資金の返還が猶予されたことにより施行日以後に育英資金の返還を開始する者を除く。）は、第１３条第１項の規定の適用を受けることができる。
別表第１（第３条関係） １　育英資金	別表第１（第３条関係） １　育英資金

区分	貸付額
【略】	
高等学校	月額18,000円
入学資金（高等学校を除く。）	400,000円以内

２・３　【略】

４　介護福祉士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

別表第２（第１７条関係）

【略】

区分	貸付額
【略】	
高等学校	月額18,000円

２・３　【略】

別表第２（第１６条関係）

【略】

第２条　南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を次のように改正する。

⑴　次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

⑵　次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

⑶　次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後

別表第１（第３条関係）

１　育英資金

区分	貸付額
大学又は短期大学	月額64,000円以内
高等専門学校又は専修学校	月額40,000円以内
高等学校	月額18,000円以内
【略】	

２～４　【略】

改 正 前

別表第１（第３条関係）

１　育英資金

区分	貸付額
大学（医師及び獣医師）	月額60,000円
大学又は短期大学	月額48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額35,000円
高等学校	月額18,000円
【略】	

２～４　【略】

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条並びに次項、第３項及び第５項の規定は公布の日から、第２条並びに第４項及び第６項の規定は令和５年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　育英資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、令和５年４月１日の前においても行うことができる。

（経過措置）

３　第１条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例別表第１の１育英資金の入学資金の規定は、令和５年４月１日以後に第１学年に入学する予定の者への貸付けから適用する。

４　第１条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例第４条第１項の規定は、施行の日の前日までに育英資金の貸付けを受けている者に適用する。

５　第１条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例第２６条の規定は、施行の日の前日までに修学資金の貸付けにかかる契約を締結した者及び修学資金の給付にかかる決定を受けた者に適用する。

６　第２条の規定による改正後の南相馬市みらい育成修学資金条例別表第１の１育英資金の規定は、令和５年４月１日時点で貸付けを受けている者に適用できるものとする。この場合において、入学資金については適用しない。